

第8回教育委員会定例会会議録

平成25年8月27日（火）

場所：国立市役所教育委員室

出席委員	委員	長	佐藤路子
	委員長職務代理者		山口直樹
	委員		嵐山光三郎
	委員		城所久恵
	教育長		是松昭一
出席職員	教育次長		林晴子
	教育総務課長		宮崎宏一
	教育指導支援課長		渡辺秀貴
	指導担当課長		三浦利信
	生涯学習課長		津田智宏
	国体推進担当課長		小林孝司
	給食センター所長		村山幸浩
	公民館長		石田進
	図書館長		森永正
	指導主事		市川晃司
	指導主事		荒西岳広

国立市教育委員会

午後2時00分開議

○【佐藤委員長】 皆様、こんにちは。先週、ニューヨークヤンキーズのイチロー選手が、日米通算4,000安打を達成しました。出塁したイチロー選手の満面の笑みと、チームメイトの祝福の輪に、どれほどの偉業かをうかがい知る思いでした。

その後のインタビューで、「これから失敗をいっぱい重ねていき、たまにうまくいくことの繰り返し。また、4,000の安打を打つには、8,000回以上は悔しい思いをしてきている。それと、常に自分なりに向き合ってきた。誇れるとしたら、そこではないか」と語っていました。イチロー選手の言葉とともに、同僚の選手が「みんなは、4,000本ですごいと言うけれども、それ以外で野球に費やしてきた時間というものを考えると、僕はそっちの方が感動的だった」と話していました。たくさんのごことを教えられた夏でした。

これから、平成25年第8回教育委員会定例会を開催します。

きょうの会議録署名委員を城所委員にお願いいたします。よろしいでしょうか。

○【城所委員】 はい。

○【佐藤委員長】 よろしくお願ひします。

それでは審議に入りますが、本日の審議案件のうち、行政報告第12号、教職員の人事異動については、人事案件ですので秘密会としますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 それでは、審議に入ります。



○議題(1) 教育長報告

では、最初に、教育長報告をお受けします。

是松教育長、お願いします。

○【是松教育長】 それでは、7月23日火曜日、第7回定例教育委員会以降の教育委員会の主な事業実施内容について、ご報告を申し上げます。

7月24日水曜日に、東京都市教育長会主催の研修会を東京自治会館で開催いたしました。講師に明治大学教授の齋藤孝先生をお招きし、「今求められる学力とコミュニケーション力」というテーマで、ご講演をいただきました。250名の教育長、教育委員等、教育委員会関係者が、聴講をしたところでございます。

同日、スポーツ祭東京2013国立市実行委員会の競技式典並びに交通輸送の合同専門委員会を開催いたしました。

7月25日木曜日に、給食センター運営審議会を開催いたしました。

7月26日金曜日には、文化財保護審議会を開催いたしました。

同日、小学校の特別支援学級の合同宿泊事業の実踏に出かけております。

また、同日はスポーツ祭東京2013国立市実行委員会の総務企画・宿泊衛生の合同専門委員会を開催しております。

8月1日木曜日に、平成24年度の教育費の決算審査が、翌日の8月2日まで行われました。

同日、文化芸術講演会、「ルーヴル美術館展のみどころ」を開催いたしました。この講演会には、委員長に参加していただき、ご挨拶をいただいたところでございます。

8月4日日曜日に、国体クリーンアップ作戦キャンペーンと題しまして、市内の各種団体の参加の

もと、総合体育館や谷保第四公園、または第三公園、それから谷保駅周辺等、国体に関連する施設周辺での清掃活動を行っていただき、国体の啓発キャンペーンを行いました。

8月6日火曜日に、三小、二小で学校プールの開放を開始いたしました。8月20日まで行っております。

同日、立川市との図書館の相互利用協定協議を、図書館長間で行っております。

同日、東京都市教育長会の東京都予算要望提出を行いました。都市教育長会副会長であります狛江市の有馬教育長並びに都市教育長会の予算特別委員会の委員長であります武蔵村山市の持田教育長とともに東京都教育庁を訪れまして、東京都の直原教育庁次長、松山総務部長、白川教育政策担当部長、阿部多摩教育事務所長等の立ち会いのもと、当局教育長の比留間教育長へ、平成26年度の予算要望についての要望書を提出したところでございます。

同日、給食センターの物資納入登録業者の選定委員会を開催しております。

8月7日水曜日に、東京都市教育長会庶務課長会を、東大和市で開催いたしました。

8月8日木曜日には、一小、四小で学校プール開放を開始いたしまして、8月17日まで行っております。

8月9日金曜日に、市民総合体育館グリーンパス制度の改定に伴う市民説明会を、8月11日まで、総合体育館並びに北・南市民プラザのそれぞれ3会場で、合計6回行いまして、全体で14名の市民の方の出席がございました。改定の趣旨を説明するとともに、質問やご意見をいただいたところでございます。

8月13日火曜日に、公民館運営審議会を開催いたしました。

8月14日水曜日には、東京都市教育長会を開催しております。

8月19日月曜日、小学5年生の野外体験教室を開始いたしました。2泊3日で、清里周辺を順次2校ずつ実施しております。既に、六小、七小グループ、二小、八小グループは終了しておりますが、現在、一小と五小のグループが清里に行っております。明日、28日から入れかわりで、三小、四小が30日まで野外体験教室を実施し、全ての小学校が終了する予定となっております。

前期、7月下旬にも実施しておりますが、夏休み中の事件・事故防止の啓発巡回を行っております。後期として、8月23日まで、市内5地域を各1回巡回したところでございます。

8月20日火曜日に、社会教育委員の会を開催いたしました。

8月21日水曜日に、スポーツ祭東京2013の国立市実行委員会常任委員会を開催いたしました。

8月22日木曜日、東京都市町村教育委員会連合会の理事会と理事研修会が開催され、委員長が出席しております。

8月25日日曜日に、国立市総合防災訓練が行われました。

8月26日月曜日に、中学校の二学期が始業したところでございます。

その他といたしまして、学校におけるアレルギー疾患対策について、ご報告申し上げておきます。

調布市での給食における食物アレルギーによる児童の死亡事故等を受けまして、東京都教育委員会より学校における予防体制と緊急対応に関する対応策について、各自治体へ、7月30日付で通知がございました。二学期より、当市においてもこちらの通知の徹底と活用を行ってまいります。

なお、あわせまして、「調布市食物アレルギー事故再発防止検討結果報告書」が、調布市より情報提供をされております。そちらの概要についてもお手元にお配りしておりますが、文部科学省の学校給食における食物アレルギー対応に関する調査研究協力者会議の中間のまとめも届いておりますので、

こちらも参考の上、今後、対応してまいりたいと思っております。

教育長報告は、以上です。

○【佐藤委員長】 教育長報告をいただきました。ご意見、ご感想などございましたら、お願いします。

山口委員をお願いします。

○【山口委員】 中学校はきのうから授業が始まっていると思うのですが、非常に暑い夏で、まだ暑さが続いています。夏休みの間、子どもたちがどのように過ごせたのかということが、一番気になるところです。

そこで、中学校に関しては、きのうから始まっている授業の様子について、小学校に関しては、今、野外体験教室が行われているとのことですので、そちらを通しての話が何かあれば、お聞かせ願えればと思います。

それから、図書館や公民館などからも何かあれば、お話いただければと思います。

以上でございます。

○【佐藤委員長】 質問をいただきました。

では、夏休み中の子どもたちの様子について、小学校の野外体験教室と、きのうから二学期がスタートした中学校の様子など報告をいただければと思います。

渡辺教育指導支援課長、お願いします。

○【渡辺教育指導支援課長】 今お話がありましたように、3中学校につきましては、26日から第二学期を始業しております。各学校からは、生徒たちが、元気に集ってスタートしましたという報告をいただいているところです。ことしの夏はとても暑かったこともあり、部活動中の熱中症等も心配されたところですが、何人かぐあいを悪くするような生徒はいましたけれども、特に大きな事故に至ることはございませんでした。

また、小学校につきましても、特に大きな事故についての報告は、今のところ受けておりません。

野外体験教室の様子については、市川指導主事からご報告させていただきます。

○【佐藤委員長】 では、市川指導主事をお願いします。

○【市川指導主事】 宿泊を伴う活動については、出発前と到着後に、管理職から連絡をいただいているところです。

先ほど、教育長からの報告にもあったように、既に4校が終了しておりますが、大きなけがや事故、それから病気による途中での離脱といったようなことはない聞いています。

清里方面は、とても自然環境が豊かですので、その恵まれた環境の中で、教育的価値の高い体験活動が行われているとの報告を受けています。

あさって、8月29日木曜日になりますが、渡辺教育指導支援課長と三浦指導担当課長の2名で現地のほうに赴きまして、教員の指導の様子や子どもたちの活動の様子を把握するということになっております。

以上です。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

○【山口委員】 はい。

○【佐藤委員長】 公民館、図書館などからも、何かありましたらということですが、いかがでしょ

うか。

石田公民館長。

○【石田公民館長】 公民館では、子どもの事業ということで、8月の下旬なのですけれども、南市民プラザを使って子どものための映画会というのを設けました。南の地域の親子の方々が参加されまして、ぜひ次年度以降もやっていただきたいというご意見がございました。

また、男性の料理教室の夏バージョンということで、親子でクッキングを、毎年行っております。さらに、ことしは、子どもたちに野菜の収穫体験をということで、料理の前の1時間ほど、地域の農家を回って、「国立の野菜を調理して、食べましょう」という企画を行って、大変喜ばれたところがございます。

以上でございます。

○【山口委員】 はい。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

では、森永図書館長。

○【森永図書館長】 それでは、図書館からご報告申し上げます。

夏休み期間に入りまして、中央図書館につきましては、新型空調の稼働ということで、とても快適な読書環境、閲覧環境になっていて、お子さんたちの来館が、朝早くから多くあったと思います。

行事としましては、7月22日と8月19日月曜日の午後に、納涼紙芝居ということで、図書館に来ていただいて、紙芝居を見ながら、聞きながら、涼しい場所で過ごしていただくという、こちらもとても人気のある事業で、各回、親子の方々、30人ほど参加していただきました。

それから、休み期間中の対応としまして、南分室では、春休み、夏休み、冬休みについては、午前10時からの開室ということで時間延長しております。今までの開架スペースの中に、テーブル、椅子等を配置して、調べ物などができるようにしましたので、大いに利用されているということでもあります。

以上でございます。

○【山口委員】 はい。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

公民館、図書館ともに、夏休みならではの企画をしていただいて、好評を博したということです。ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

城所委員。

○【城所委員】 7月の都市教育長会の齋藤孝さんの研修会に参加させていただきました。とてもボリュームのある講演会だったのですが、言葉をたくさん発したり、動きが入ったり、汗をかくような研修会でした。

その中で、とても興味深いお話をされていて、日本人ですと、「心」や「内面」という言葉を使うのですが、それを英語で、「mind」と「spirit」という言葉にして、「『mind』と『spirit』を分けて考えてみましょう」という話から提案されて、始まった講演会でした。

「mind」はどのようなものかということ、「心」でいろいろと変化するもので、「spirit」は、精神性や精神で動かないものということです。

戦前までの日本は、精神っていうものがしっかりしていて、「mind」をコントロールしていたのですけれども、だんだん時代も変わっていて、今、揺れ動く、「mind」というものが、ほぼ90%を占めていて、精神っていうものがほとんどないようなので、さまざまな問題が起きたり、自分でコントロールができなかったりなどということが、社会の現象として起きているというように見えますという話を最初にされて、始まりました。

皆さんの精神を探してみましようというように進めていって、齋藤先生は、いろいろな論語をたくさん話したり、音読などを進めていることは、言葉の奥にある大切なものを引き出してきて、自分に作用させていこうとなさっているのだと受け取りました。言葉の力などで、表面上の音読が楽しいなどというのでなくて、そこからさらに奥まった、自分自身を支えるというところまで行けると、いいことなのだと受け取りました。

確かに、揺れ動く自分というところを、動かない自分っていうところが見ていて、サポートをしたりコントロールをすることができれば、大人も子どもも、生きてくときに支えになるだろうというような印象を持ちました。

それから、質問なのですけれども、立川市との図書館相互利用協定協議の進捗状況について、お聞きしたいと思います。

また、給食をつくられている時期は、給食センターの前を通りかかると、職員の皆さんは、とても忙しくお仕事をなさっているのですが、夏の時期にはどのようなお仕事をされてるのか、教えていただければと思います。

よろしくをお願いします。

○【佐藤委員長】 ご質問を2ついただきました。

初めに、立川市との図書館相互利用協定協議の進捗状況について、お聞きしたいと思います。

森永図書館長、お願いします。

○【森永図書館長】 8月6日の立川市との図書館相互利用協定協議につきまして、今まで、国立市の近隣市図書館との相互利用は、国分寺市と府中市の2市と協定を結んで、市民が相互に利用できるということになっておりますが、立川市との相互利用についても、長年の懸案、課題の事項でありました。

立川市との相互利用につきましては、毎年、館長レベルで話し合いをしてきたところですが、今までなかなか進展には至らなかったということがあります。ただし、国立市の住民の方からは、立川市の図書館を使いたいということと、一方、立川市の主に国立市境の住民の方からは、国立市の図書館を使いたいという要望も寄せられておまして、それらの要望を両市で持ち合まして、相互利用協定をできないか、館長レベルでの協議を継続してきました。

ことしの2月に入りまして、教育長同士の話し合いが立川市役所で行われました。この中で、立川市としても相互利用は進めていく考えであるということが示されまして、将来的に、協定の締結ができるように、さらに館長同士で、より具体的な話を進めていくという確認がなされました。

このことを受けまして、3月以降、再び館長同士での話し合いを持ちまして、協定を結ぶには、どのような手続、どのくらいの期間が必要かという確認から、国立市の例としまして、府中市との協定の例を挙げて、半年ほどはかかることなど、さまざまな準備作業が必要であるという話から始めまして、この8月6日が、正式な協定に向けての協議の第1回目ということになっております。

この第1回目の協議の中で、予定では、今年度中に協定の締結をして、相互利用の開始をしていこ

うという確認がなされております。

以上です。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

それでは、村山給食センター所長、お願いします。

○【村山給食センター所長】 夏休み期間中の主な作業についてでございますが、毎日、給食実施のときに使用してます食缶や食器具などの点検を、第一にしております。その点検で、いいものと悪いものを選別して、年次的に取りかえております。さらに、点検とあわせて食缶については磨きをかけてるということと、補修を行うということ、主に行っております。

また、全校全てを行うことはなかなか難しいのですが、学校に置いてあります作業台を引き揚げてきまして、点検をして、状態によっては補修を行っております。

それから、機械設備の点検ということで、油釜や蒸気釜の外せる部品を外して、オーバーホールしたり、食器具を洗う機械なのですが、洗浄機自体の洗浄も必要でありまして、部分的に分解しまして、洗浄を行っているという状況でございます。

以上です。

○【城所委員】 ありがとうございます。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

立川市との図書館相互利用協定について、森永図書館長から準備作業に関する具体的な話し合いが始まったこと。また、今年度中に締結といううれしい報告をいただきました。大きな前進であると思います。締結の際には、たくさんの市民に喜んでいただけることと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

ほかにはいかがでしょうか。

山口委員、お願いします。

○【山口委員】 スポーツ祭東京2013の本大会が迫ってきているのですが、この前、常任委員会がありましたので、そちらでの様子を含めて、準備状況を報告をしていただけたらと思います。

○【佐藤委員長】 それでは、スポーツ祭東京2013の準備状況について、よろしいでしょうか。

小林国体推進担当課長、お願いします。

○【小林国体推進担当課長】 8月21日、実行委員会の常任委員会を開催いたしました。そちらでは、7月24日に行われたスポーツ祭東京2013の競技式典・交通輸送の合同専門委員会、それから、7月26日に開催いたしました総務企画・宿泊衛生の合同専門委員会で、審議をしていただいたことをあわせて、8月21日の常任委員会で、ご報告をさせていただきました。

簡単にご報告をいたしますと、国立市で行いますウエイトリフティングとデモンストレーションとしてのスポーツ行事、ウォーキング競技の実施要項が決まったことの報告と、本大会についての弁当の調達基準、交通輸送に公共交通機関を使うのか、自主移動で来ていただくのか、そのあたりのところの計画を発表させていただいたところです。

それから、炬火イベントの報告と、国立市の指定企業様11社ほかから協賛をいただいた申し出状況のご報告を、させていただきます。

最後に、ことしの2月以降、広報活動を行っていたことの報告を、させていただきます。

以上のように、報告をいたしました。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

それでは、幾つか報告をしたいと思います。

先ほど、都市教育長会の研修会について、感想を話していただきました。こちらについては、会長市ということで、教育総務課の職員に、企画から当日の運営まで大変お世話になりました。本当にありがとうございました。終了後も、他市の多くの教育委員の方から、「とても勉強になり、充実した内容でした。ありがとうございました」というお礼の言葉をいただきました。

内容について、幾つかご紹介したいと思います。まず、問われている学力ということで、さまざまな情報を手に入れ、比較検討をしながら総合的に判断をして自分の意見を持つ、そこまで高めていくことが必要だというお話でした。また、そのための両輪が、新聞を読むことと読書だと考えているというお話でした。それから、新聞を読むことについては、具体的な取り組み例を紹介していただいて、また、近年の傾向として自分の精神を深める時間を持っていないのではないかという危惧を抱いていることから、読書の重要性についてお話されていました。そして、本を読んだら人に話すことが大事であるとおっしゃっていました。人に話すことで、記憶に残っていく。つまり、アウトプットこそインプットだというお話でした。

それから、最も私が心に残ったのは、「対、人間関係力のない学力は意味がない」とおっしゃったことです。実際に、大学では、ゼミの学生に2つのことを伝えているということで、1つはチームをつくれるかどうか。もう一つは、何か新しいものを生み出せるか、それが問われているのだということ、再三話して社会に送り出しているということでした。

次に、今、小林国体推進担当課長からも、さまざま進捗状況の報告をいただきましたが、実行委員会常任委員会の席で、先月、小林課長からもお話いただいた企業協賛についての報告もありました。多くの企業から協賛をいただいて、さらに協議中の企業も複数あるということでした。市長からも、協賛をいただいた企業に、心から感謝をしたいというお話がありました。

先月もお話したのですが、この協賛については、企業にとっては地域社会貢献であると同時に、行政である国立市への信頼感と期待のあらわれではないかなと、感じています。新たな道を開拓していただいた関係職員の頑張りに感謝をしたいと思いますし、ぜひ多くの関係者、それから市民ボランティアの方と力を合わせて、大成功の大会にしていきたいと思います。

また、教育委員会連合会の理事研修会では、「子供たちの心の育成～いじめ問題への対応～」というタイトルで、多摩事務の儘田指導課長からお話をいただきました。お話の量が多かったので、幾つかをお話したいと思います。

まず、アンケートなどは、把握した全ての案件一つ一つに、組織的に丁寧に対応してほしいということ。特に、若手教員は一人で抱え込まないということ、徹底してくださいということでした。

それから、いじめか否かの判断に迷うこともあるけれども、その際に、普段と何か違うといった違和感というものを重視してほしい。

それから、最優先すべきことは、つらい思いをしている子どもたちが現実にいるということ、というお話でした。

また、子どもが悩みを打ち明けられる先生が複数いるということが、重篤な事態を回避することにつながりますということでした。

それから、最後におっしゃったのですが、予算を伴う研修だけではなくて、すぐに実践可能で実効性のある具体的な提案を、これからもたくさんしていきたいということで、その一つとして、言葉の力を柱とした学校づくりについて、お話をされました。

それについて1つだけ紹介しますと、挨拶運動を、今行っている学校が多い中で、教員から挨拶をする。そのときに、必ず一言添えるという運動です。この一言添えることが、意外と難しいというお話で、子どもたちが何に関心を持っていて、どのようなことに努力しているのか、今どのようなことが気になっているのか、そうした情報を持ち合せていないとできないことだというお話でした。

それから、先月、江戸東京博物館に行ってきました。緑川東遺跡から発掘された石棒が、全国で発掘調査されて注目を集めた32の遺跡の中の一つとして、展示をされていました。

文化庁によると、毎年8,000件近い発掘調査が行われているそうです。また、埋蔵文化財には一つとして同じものがなく、文献ではわからない地域固有の歴史や文化を物語っているということを知って来ました。

このあと、全国を巡回した後に、郷土文化館で再び展示されることになるかと思えます。ぜひ多くの方に、国立市の文化や歴史に関心を持っていただくきっかけになるような展示になればと思いますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

続いて、3つほどお伺ひしたいことがあります。

1つは、教育総務課に、非構造部材の件でお伺ひしたいと思えます。

今月、文科省から公立小中学校の校舎、体育館等の耐震化状況が発表されました。国立市では、非構造部材の点検調査については、この7月から9月にかけて、全校で実施をして対応を検討するというお話をいただいています。順調に進んでいるのかということをお伺ひしたいのと、特に、つり天井の危険性ということが指摘されていますが、国立市では問題ないと思えますけれども、そちらについても、あわせて報告いただければと思えます。

もう一つは、食物アレルギーの件です。

先ほど、教育長報告でもありましたとおり、文科省、都教委、それから調布市の資料をいただきました。徹底と活用を、これから図っていきますということでしたが、文科省から、有識者会議の中間報告が出ましたし、8月に抽出で実態調査を行うということです。それから、都教委でも、秋には取り組み状況を調査するという話も聞きました。徹底と活用について、もう少し具体的にお伺ひできればと思えます。

それから、もう一つは、いじめ防止対策推進法に関してです。現段階では、9月末の施行ということで、文科省、それから都教委の基本方針が策定されるのを待っている状況であると思えます。そちらを受けてということになると思えますけれども、法律には、学校に外部の専門家を含めたいじめ防止対策組織をつくる、あるいは、いじめ対策主任を置く。それから、首長との連携や自治体として施策を実施したり必要な措置を講ずるということなので、少し早いかもしれませんが、これから考えられる財政上の措置、それから人材の確保について、これからどのように進めていくのかということをお話しいただきたいと思えます。

では、初めに宮崎教育総務課長、お願ひします。

○【宮崎教育総務課長】 それでは、非構造部材の耐震化点検状況でございます。

こちらは、平成25年度の予算におきまして、全11校の校舎、それから体育館等について、点検調査を実施するという予定でございました。基本的には、7月、8月の夏休みを中心に実施する予定でございました。

現状、学校本体に関してましては、業者に委託しまして、おおむね完了してございまして、今後、その検査結果、調査結果が出てくるのを待っている状況でございます。

ただし、当初の予定と違ってしまったことは、体育館についてでございます。特に、佐藤委員長がおっしゃった、体育館のつり天井については、問題視されております。建築基準法上の具体的な数値基準がこれまでなかったということを受けまして、国交省で明確に示しますということで、おそらく春先には示されるのではないかとというような状況がありましたので、夏休みの期間を中心に、校舎と体育館を一括して実施する予定でございましたが、国交省の基準がずれ込みまして、まだ示されておられません。文科省のマニュアルは示されているのですが、間もなく、9月早々にも国交省の基準が示されるのではないかと情報が入ってございましたので、私どもも具体的な数値基準が示されないまま、点検を行ってしまって、結果的に無駄になってしまっただけとはいけないということで、体育館については切り離して調査を行うことといたしました。ですから、間もなく出る国交省基準を受け、体育館については、改めて非構造部材点検調査を行う予定でございます。年度内には、結果を出せるように、措置していきたいと考えております。

具体的な現状でございますが、特に、体育館のつり天井を対応すべきだということがございまして、国立市では、これまでの耐震化工事の中で、行ってきてはいます。

まず、第一中学校、第二中学校に関しましては、つり天井を取り払ってしまっておりますので、おそらく大丈夫であると思っております。ほかの学校も、大多数については、システム天井でありまして、その構造上、ある程度安全な部材を設置しているという状況でございます。

ただし、こちらについても、国交省の基準によっては影響を受けるであろうと考えております。全部大丈夫なのか、あるいは、一部を対応しなければならないのか、もしかしたら全部対応しなければならないのか、国交省の基準次第でございます。

少し心配してるところは、2校がまさにつり天井の形状でございますので、以前の考え方では大丈夫であったのですが、おそらく対応すべきという調査結果が出るのではないかと推測をしているところでございます。

以上でございます。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

それでは、食物アレルギーについては、どなたにお答えいただければよろしいでしょうか。

○【村山給食センター所長】 全体的な内容で、よろしいでしょうか。

○【佐藤委員長】 では、村山給食センター所長、お願いします。

○【村山給食センター所長】 食物アレルギーの関係ですが、ここで各関係機関の動きがかなり活発になってございまして、大きくは、文科省と厚生労働省からの動きとなっております。

国は、「中間まとめ」ということで、大きくは基本的な考え方を整理し、再発防止に向けた具体的な取り組みが、現状取りまとめられた段階でございます。

また、東京都では平成20年3月に、文科省から出されましたガイドラインがあるのですが、それ自体が、それぞれの学校に応じた実態的なものと照らし合わせますと、かなり漠然としたものだということがございまして、東京都教育委員会で、そちらを一つのシミュレーション、学校で給食をつくる段階で、栄養教諭がいる場合という限定した中での個々の役割分担を明確にするなどしてまとめられたものでございます。

そのように、今、幾つかの方面から入ってきてございまして、先ほど、佐藤委員長もおっしゃられた実態調査ですが、国から8月22日に、東京都経由で、全国レベルの調査依頼が参りました。こちらにつきましては、設問が55問ありまして、学校の管理職が答えるところと養護教諭が答えるところ、それ

から栄養士が答えるところがある調査となっております。

国立市は東京都の配分では小学校1校分の割り当てにはなっているのですが、今回、いい機会ですので、全校にこの国からの調査票を学校側に送付いたしました。また、あわせて、東京都などの皆様にお配りしているものについても情報の提供をしておりますので、今後、そのあたりの具体的な方向性などが、結果であらわれてくるのではないかと、考えております。

以上です。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

○【宮崎教育総務課長】 佐藤委員長。

○【佐藤委員長】 宮崎教育総務課長、お願いします。

○【宮崎教育総務課長】 食物アレルギー対策につきましては、今、村山給食センター所長からお話がありましたように、基本的には国の示したガイドラインに基づきます。ただし、そのガイドラインはなかなかわかりづらいところもございますので、東京都でさらに説明を加えたような資料を作成してございます。

そちらについては、これまでもその都度学校のほうには情報提供をして、しっかりと対応してくださいということを受けてきたのですが、二学期が始まるということを受けて、改めて、9月の冒頭の校長会で、特にポイントを示した資料を教育総務課で作成しましたので、そちらを添付した上で、しっかりと対応していただくようお願いしていこうと思っております。

具体的な中身についてですが、一つは、各学校に対策委員会をつくり、実際にその委員会で討議等してありますか、あるいは、アレルギー症状等が子どもに出たときの担任の先生等の役割分担を明確に、個別に児童生徒ごとに決めていますか、あるいは、児童生徒ごとの状況を踏まえながら、アレルギー症状が生じたときの具体的なシミュレーションをして、訓練というのでしょうか、そういったことをしっかりと行って、問題の抽出等を行っていますかといったことが中心となっております、10月末時点をもって、改めて東京都が調査をしますよということも言われておりますので、しっかりと対応していただくようお願いしていこうと思っております。

具体的な内容の確認などの対応等については、必要に応じて教育指導支援課と学校と協力しながら、今後、国立市として対応していきたいと考えております。

以上です。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

それでは、いじめ防止対策推進法に関しての対応について、渡辺教育指導支援課長、お願いします。

○【渡辺教育指導支援課長】 いじめ防止対策推進法の制定については、9月施行ということで、今、国がいじめ防止基本方針策定協議会を開いております。第1回目は、8月13日に開催されたということで、その際に配付された資料が、東京都を經由して情報提供ということで来ております。そちらを参考にしながら、各自治体での取り組み準備を進めるようという話になっています。

内容は大きく3つの柱立てになってまして、国がすべきこと、地方公共団体がすべきこと、そして、学校がすべきことということになっています。

直接かわりがありますことは、学校がどのような体制で二学期を迎えるかということで、大きな問題になっておりまして、学校には校内体制の再点検を指示しております。早期発見、早期対応ができるような校内組織を、しっかりと確立し確認しておくということです。そこには、当然、専門家であるスクールカウンセラーも加えております。

先ほど、佐藤委員長からお話がありましたように、必要な措置ということに向けてですが、国の方針の中にもスクールソーシャルワーカーの配置ということが盛り込まれていますので、本市につきましても、教育委員会として、平成26年度に向けてスクールソーシャルワーカーの配置について、いじめ防止の対策の一環としても捉えて、財政措置をしていく必要があると考えています。

また、こういったシステムづくりとあわせて、教育全体を通した人権教育と、また道徳教育の充実ということを本筋として徹底していく必要があると考えておりますので、二学期以降も、学校への指導助言を進めていこうと思っているところです。

東京都の動きとしては、今年度のいじめの発生状況について、全都的な調査をここで行うことになっておりまして、4月から9月までの各自治体での状況調査を、今、本市においても、全校に対して行う準備を進めているところですので、こちらの調査結果が出てくれば、具体的な対応策の検討の材料になるかと考えております。

以上です。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

学校の耐震化、それから食物アレルギー対応等、確実な安全確保のために努力をいただきたいと思えます。

嵐山委員。

○【嵐山委員】 先生方は、夏休みでも野外体験教室などがあって、大変ですね。先生方は、夏休みはどうされているのですか。

私が夏に旅行に行ったとき、高校の先生に会うことがあります。1人で来てる方がいまして、この前は、象潟に行ったのですが、リュックしょった40代の方で、何かを一生懸命調べていたのですが、高校の先生でした。

高校の先生は、結構、夏休み中、自分の研究の時間を楽しんでいるところがある。時間があるのかもしれない。小中学校の先生は、高校の先生と比べてみると、忙しくて大変だと思いますけれども、自分の自由研究というような時間はあるのですか。

私の同級生の3分の2が教員になりました。なぜ、教員になりたいのかっていいますと、夏休みがあるからということが、私たちの時代では、漠然とした魅力だったということです。

小中学校の先生は、夏休みにいろいろとあって大変だけれども、少しは自分の研究のための夏休みはあるのでしょうか。

○【佐藤委員長】 では、渡辺教育指導支援課長、お願いします。

○【渡辺教育指導支援課長】 実際には、夏休みも教員としてのスキルをアップしていただくいい機会だと教育委員会で捉えていますので、さまざまな研修会を開いているところです。

初任者の宿泊研修が、8月の第1週の金曜日あたりに終わるように計画的にします。ただし、小学校の後半の野外体験教室が始まるまでの間は、市の関係の研修等は入れないように意図的にしています。この間を用いて、5日間の夏休み、夏季休暇をとれるように保証し、それにあわせて、土曜日等で授業日に当ててる振りかえの休暇もとらなければなりませんので、そういった時間が十分確保できるように最善の努力はしてるところです。

しかし、中学校の部活の顧問をされてる先生につきましても、加えて部活指導があったり、大会などもこの時期にありまして、土日も含めて十分な休みがとれていない方もいらっしゃいますので、このあたりについても管理職とともに、メンタルヘルスをバックアップしていこうと考えているところ

です。

以上です。

○【嵐山委員】 そうですか。では、ほとんど休みがないということですね。

○【渡辺教育指導支援課長】 そういう方もいらっしゃいます。

○【嵐山委員】 会社でも、新入社員は基本を覚えなければならないので、最初のうちは休めないけれども、ある程度の年齢になると、自分の時間がないと思います。ですから、教員志望が、今、昔ほど多くないってことは、教員の仕事が忙しいからということも大きな原因になってるということですね。

○【渡辺教育指導支援課長】 はい。

○【佐藤委員長】 今、先生方の話が出ましたけれども、校長会から、「平成25年度校長会宣言」という力強い宣言書をいただきました。校長先生方の意気込みが伝わってきて、さらなるエネルギーになりました。子どもたちのために、保護者、地域のお力もいただきながら、ぜひ頑張ってくださいと思います。

ほかにはございますか。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◇

○議題(2) 議案第45号 平成25年度教育費(9月)補正予算(追加)案の提出について

○【佐藤委員長】 それでは、次に移ります。議案第45号、平成25年度教育費(9月)補正予算(追加)案の提出についてを議題といたします。

宮崎教育総務課長、お願いします。

○【宮崎教育総務課長】 議案第45号、平成25年度教育費(9月)補正予算(追加)案の提出について、ご説明いたします。

本議案は、9月に開催されます市議会第3回定例会に補正予算案を追加提出するため、提案するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、1ページをお開きください。初めに、歳入です。

款13国庫支出金、項3委託金、目4教育費委託金、節2公民館費委託金につきまして、136万2,000円を新たに計上するものです。こちらは、文部科学省の社会教育活性化支援プログラム委託事業を当市が受託したことに伴い、10分の10の補助率で委託金が交付されるものです。内容については、歳出で触れさせていただきます。

2ページをお開きください。款10教育費の歳出です。

項1教育総務費、目3教育指導費、事務事業、学校指導等嘱託員報酬、節1報酬について、第四小学校における体力向上支援員1人を、引き続き10月から3月の間雇用するために計上するものです。こちらは、4月から9月の間、第二小学校及び第四小学校において、東京都の緊急雇用対応事業を活用し実施した同事業について、第四小学校では教科担任制を試行的に導入するなど、特に積極的に取り組んでいることから、10月以降も市の単独事業として年度末まで継続させ、第四小学校の取り組みを支援するものです。

項8公民館費では、自立に課題を抱える若者支援事業に係る経費として、講師謝礼等28万円、印刷製本費58万円のほか必要な経費合計で、136万2,000円を新たに計上するものです。こちらは、歳入の国庫支出金の教育費委託金と同額になっています。

歳出につきましては、合計269万3,000円を増額してございます。

平成25年度教育費（9月）補正予算（追加）案の内容は、以上のとおりです。よろしくご審査のほど、お願いいたします。

なお、公民館の受託事業の内容につきましては、引き続き、石田公民館長より説明をさせていただきます。

○【佐藤委員長】 それでは、石田公民館長、お願いします。

○【石田公民館長】 それでは、今、宮崎教育総務課長が説明いたしました文部科学省の10分の10の受託事業について、ご説明させていただきます。

こちらは、文部科学省が、全国1万6,000余りの公民館を対象として、若者の自立と社会参画支援を含む、5つのテーマを募集したところなのですが、そのうちの一つの取り組みの若者支援ということで、国立市公民館が受託をしまして、地域コミュニティの再生によって地域を活性化し、元気な日本を再生するということを目指して実施される事業でございます。

具体的な取り組みに関しましては、自立に課題を抱える若者支援ということで、不登校やひきこもり等の若者などを対象に、さまざまなプログラムを設けていくところでございます。

まず、今申し上げました不登校、ひきこもりの家族に向けた学習ということで、こちらは公民館が得意とする講座形式の事業である研修会を設けていくということと、さらに、可能であれば、そこに参加された家族の方々の交流なども含めた企画を実施するところでございます。

次に、2つ目でございますが、そういった課題を抱える方々が、さまざまな分野、こういったところに相談していいかということはとてもわかりづらい点があるかと思っておりますので、公民館、教育指導支援課、それから学校、そしてNPOの団体などにも働きかけができるようにと考えております。また、そういった情報も手に入りづらいという、公民館に足を運んでいただかなければならない状況です。連携を深めていき、ネットワークづくりということを考えております。

それから、3つ目としましては、公民館では青年室事業ということで、30年来さまざまな事業を行ってきました。喫茶わいがやなどの青年室事業ということでの蓄積もあるところですので、新たな若者がそちらに入ることによって、もともとある基盤をさらに活性化していくという目的を持って、取り組みを考えているところでございます。

以上でございます。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。ご質問、ご意見などございますか。

山口委員。

○【山口委員】 期間は、あるのですか。

○【佐藤委員長】 石田公民館長。

○【石田公民館長】 国との受託の期間は、7月1日から3月15日までなのですが、具体的には、補正予算が通ってからということになりますので、10月以降の実施で、3月15日までということになるかと思っております。

○【山口委員】 はい。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。補正予算案について、2つお話しします。点は、体力向上支援員についてです。9月終了予定が、年度末まで事業を継続することになったということで、とても喜んでおります。教育長を初め、事務局の方々の努力の結果ではないかと思っております。これからも、現場が頑張っていることに対しては、できる限りの応援をしていきたいと思っております。

それから、公民館事業については、先ほど、補助が10分の10というお話がありましたけれども、新しい事業に取り組んでいただくことになりました。

「くにたち公民館だより」の第642号にも紹介されていますが、この文科省の事業の企画を練った方と伺いましたけれども、3月に文科省から講師をお招きして講演会を開いていただきました。石田公民館長を中心に、公民館職員、それから公運審の方々のお知恵もお借りしながら、関係諸機関と連携、協力して、事業に取り組んでいただきたいと思います。

公民館のこれまでの確かな歴史、その蓄積を土台に、さらに社会教育の活性化、地域の活性化を目指して、公民館に求められている現代的役割への期待に応えていただきたいと思います。ぜひよろしくお願いいたします。

ほかにご意見などございますか。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 それでは、採決に入ります。皆様、ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 議案第45号、平成25年度教育費（9月）補正予算（追加）案の提出については、可決といたします。



○議題（3） その他報告事項 1）第二次国立市子ども読書活動推進計画（原案）について

○【佐藤委員長】 次に、その他報告事項 1、第二次国立市子ども読書活動推進計画（原案）についてに移ります。

森永図書館長、お願いします。

○【森永図書館長】 それでは、その他報告事項 1、第二次国立市子ども読書活動推進計画（原案）について、ご報告申し上げます。

原案の本編につきましては、58ページと長い内容になっておりますので、その概要版を添付させていただいております。今回は、こちらの概要版によりまして、ご報告申し上げます。

第二次国立市子ども読書活動推進計画の策定に当たりまして、庁内組織であります子ども読書活動推進計画策定委員会におきまして、原案を作成いたしましたので、次のとおり概要を報告するものでございます。

まず、Iとしまして、第二次計画（原案）作成の経過についてでございます。

①、子どもたちの読書活動を支援するため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づきまして、平成20年11月に、「国立市子ども読書活動推進計画」を、第一次計画とつけさせていただきますが、平成20年度から平成24年度までの5年間の計画として、策定いたしました。

この計画の終了に伴いまして、引き続き、子どもたちの読書活動を推進していくために、平成24年10月、要綱により設置いたしました、庁内組織の国立市子ども読書活動推進計画策定委員会、以下、策定委員会と呼ばさせていただきます。こちらで、第二次計画原案の作成に取り組んでまいりました。

委員の構成につきましては、本編37ページ、資料4をごらんください。本編のほうをおめくりいただきまして、37ページの資料4が策定委員会委員名簿でございます。

委員長は、教育長が当たりまして、副委員長は、教育次長が当たっております。以下、各部から課長職が選任されております。子ども家庭部児童課長、現在は児童青少年課長となっております。同じ

く子育て支援課長、教育委員会からは、学校指導課長、現在は教育指導支援課長、同じく生涯学習課長、公民館長、くにたち中央図書館長が、委員として選出されております。

任期につきましては、平成24年10月1日から平成25年10月31日までの予定でございます。事務局は、中央図書館が務めております。なお、平成25年4月1日付組織改正によりまして、職名の変更がありました。

続きまして、資料5ですが、策定委員会の開催経過、これはまだ終わっておりませんので、予定ということで掲載させていただいております。

第1回目が、平成24年10月11日から始まりまして、現在、第7回、8月8日の委員会まで開催しております。この段階で市民意見等の集約を行いまして、今回の計画原案作成に至っております。以降、第8回以降につきましては、予定として上げさせていただいております。

このような体制と取り組みの経過によりまして、原案作成に至ったということでございます。

経過の②ですけれども、平成25年5月21日に、教育委員会に計画素案として報告させていただいております。

③、この計画素案をもとに広く市民の意見等を求めるため、ことしの6月21日から7月20日までの間、パブリックコメントを実施いたしました。寄せられたコメントは、5件でした。このパブリックコメントにつきましては、本編の58ページをお開きください。そちらに、資料15、パブリックコメントの概要として掲載しております。募集期間、閲覧場所、提出方法、結果として、5件の意見等が寄せられておりまして、こちらについては、策定委員会での扱いとさせていただいたということになります。

再び経過に戻りまして、④ですが、同年8月8日、第7回策定委員会におきまして、これらのパブリックコメントによる修正等を加えて、計画原案として作成いたしました。

⑤、8月20日、庁議に計画原案を報告し、全庁的にこの計画を進めるということで了承されて、以降の取り組みにつきましても、議会に報告するということが了承されております。

⑥は、本日の教育委員会で、計画原案を報告するという事になっております。

続きまして、大きなⅡ、第二次計画原案の概要についてです。

1、第二次計画の基本方針です。

こちらは、本編の15ページから18ページに書かれている内容です。

(1) としまして、計画の視点ですが、第一次計画の成果と課題を検証し、以下の2つの視点を反映するとしております。

まず、一点が、子どもの読書環境整備のため、関連機関相互の連携を緊密化する。もう一つが、計画達成の目安として数値目標を設定するという事をうたっております。

(2) 期間は、平成25年(2013)年度から平成30年(2018)年度までの6年間とします。

(3) 対象年齢は、0(ゼロ)歳からおおむね18歳までの方を対象といたします。

(4) 計画の目標として、4点を掲げております。

まず、1点が子どもの読書環境の整備、2点目が人材育成と地域での支援体制づくり、3点目が関連機関の連携緊密化、4点目が計画の数値目標を設定するという事を掲げております。

2 としまして、第一次計画の検証と課題です。

こちらは、本編のほうの2ページから14ページに当たる部分です。

次のページをお開きください。抜粋した第一次計画の検証と課題を記載しております。

第一次計画では、(1) 読書環境整備、(2) 人材育成・配置、(3) 読書活動支援の3点を柱として取り組んできました。その結果、保健センターでの1歳6カ月健康診断の待ち時間を利用しての本の読み聞かせなどを行い、親子での読書への関心を高めることにつなげ、地域の活動では、市民ボランティアによる学校お話会が盛んに行われ、保育園、学童保育所でも「おはなし」の活動が行われるなど成果が見られました。

小・中学校では、平成23(2011)年度には全ての学校図書館のデータベース化を進め、平成24(2012)年度からは各学校図書館に1台のパソコンを設置し、児童・生徒による図書検索及び図書の貸し出し作業の円滑化が図られました。

図書館では、乳幼児向け絵本(0(ゼロ)から2歳児向け)と関連資料を集めた「赤ちゃんコーナー」の設置や、「えほんのじかん」、「おはなしのじかん」の実施、市内保育園、幼稚園への団体貸し出しなどを行い、平成23(2011)年度からは、学校お話の会の対象拡大として市立保育園4園への出張を開始するなど活動の範囲を広げてきました。特に、10代利用者への支援として、「YA(ヤングアダルト)コーナー」の設置やボランティア実行委員会(YAすたっふ)の組織化、さらに「YA講演会」の企画・運営などで、積極的な参加につなげるなど成果が上げられております。その他の施設におきましても、講座やイベントを通じて読書への関心を高めるなど、成果が見られました。

人材育成・配置の面では、「おはなしの語り手ボランティア」などの養成講座において人材の確保につなげ、読書活動支援の面では、図書館を中心として関連機関が協力して読書活動の推進に努めた成果が上げられております。

一方で、課題としまして、今後一層質の高い児童サービスの提供に向けた取り組み、関連機関の連携緊密化を図る必要があるとしております。

続きまして、3、第二次計画の重点取り組み(推進計画)についてでございます。

こちらは、本編の19ページから26ページに記載している内容です。6点掲げております。

まず、①が学齢前の子どもへの支援、②が小学生・中学生など義務教育世代への支援、③が高校生・大学生などYA世代への支援、④が子育て世代への支援、⑤が学校図書館と市立図書館との連携緊密化、⑥が市民ボランティア、関連機関・地域団体との連携、以上6点を重点取り組みとして掲げまして、41の事業を設定してきております。

4番目としまして、第二次計画の実現へ向けてでございます。

こちらは、本編の27ページから29ページに記載している内容です。

この計画を確実に実現するために、まず、人材の確保と育成を掲げ、計画進捗状況の管理を行い、計画への理解を深めるために各関係機関協力の上、読書活動を推進することを掲げております。

大きなⅢ、今後の進め方についてです。

第3回定例市議会総務文教委員会、9月17日の開催ですが、こちらに計画案を報告いたします。ここでの意見等を策定委員会で集約した上で、教育委員会、第10回定例会、10月22日の予定ですが、議案として上程させていただきまして、可決によりまして、計画策定とする内容でございます。

概要版に基づきまして、ご説明いたしましたけれども、本編についてはかなり長くなりますので、ごらんいただければと思います。

今申し上げた内容は、本編の29ページまでの内容です。30ページ以降は、V、参考資料として関連法律、それから先ほどの策定委員会の設置要綱。それから、38ページからは、資料6としまして、第一次計画点検評価の検証一覧、こちらは、初めの素案の段階では、本編に入れていたのですが、

こちらの表につきましては、資料編に移させていただきます。

以下、42ページからは、資料7で、児童サービスの現状についてのデータを記載しておりますし、48ページ、資料10におきましては、市内公立学校図書館読書活動への取り組みということで、各小学校、中学校の取り組みを、できるだけ詳しく記載しております。

それから、50ページからは、資料11、市内保育園・幼稚園の状況についても、読書活動への取り組みとして、詳しく内容を掲載しております。

54ページでは、資料13、国立市内の書店等の調査です。こちらが新しい内容になっておりまして、市内の書店、地区、規模、児童書の割合、備考でさまざまな取り組みなどを記載しているところ、新しい内容となっておりますし、その下に読書関連の、施設など活動内容を取り上げております。

以下、資料14からは、学校図書館だよりを例として掲載しようということで、①は「一小だより」、次のページで②は「二中だより」、③はYA講演会のチラシで、1年目、2年目に作成したチラシを入れております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○【佐藤委員長】 報告をいただきました。また、計画策定までの今後の進め方についても、お話をいただきました。ご質問、ご意見などございましたら、お願いします。

では、感想を話させていただきます。全体的に、とてもよく練られていると思いました。策定委員会、それから職員の方、細かいデータや取り組みを丁寧に集めていただいて、資料もとても充実していると思いました。

第一次計画は、他の自治体が次々と策定する中で、やや後発の感が否めなかったのですが、今回は、事業一つ一つをとっても、内容の記載が第一次のものよりもさらに内容が充実していて、それから担当課もふえていて、庁内の連携を重視していることが伝わってきました。また、国立市を挙げて、子どもたちの読書活動の推進に取り組んでいくとの姿勢を感じました。特に、学校関係の細かいデータも多くて、現状や課題がとてもわかりやすかったです。

また、それぞれの立場で、この数年たくさんの取り組み、たくさんの事業を行っていただいていることがわかりましたし、子どもたちの読書活動を支えていただいている層が着実に広がっていると感じました。

これは、行政としての努力はもちろんのこと、図書館協議会を初め、地域の方々の支えがあってこそだと思います。

2つ要望があるのですが、一つは、この計画の中にもありますように、常に改善の視点を持って、それを意識して進めていただきたいということが一つです。

もう一つは、検討する事業としてブックスタートが挙げられていました。こちらは、当然予算の伴うものになります。この中では、子どもたちの読書活動の推進に大きな効果があるとありました。それに加えて、ブックスタートを始めている自治体に何うと、家庭や親と行政がつながるきっかけとして、とても有効だということも聞いています。行政とつながるということは、子育て支援、また家庭への支援に広がっていくということだと思います。そうしたケースがとても多いと聞いていますので、複合的な視野を持って、前向きに進めていただきたいと思います。

以上が、感想です。

ご質問、ご意見などいかがでしょうか。

城所委員。

○【城所委員】 幾つか質問をさせていただきますが、1つ目が、パブリックコメントを5件ほどいただいたということですのでけれども、具体的にどのような意見をいただいたのか、少し紹介していただきたいと思います。

二次計画の期間が、6年間と示してあるのですが、前回、一次計画の期間と年数が違うのですが、意図的に6年間になっているのですか。

それから、もう一つは、新しい41事業の内容のところなのですが、小学生対象の17番、学校図書館と図書館の連携が、「平成30年度以降」ということと、中学生以上の30番、中学校と図書館の連携、こちらは、「平成30年度実施」と書いてあるのですが、それぞれ小中学校の行う内容が違っていたり、そのあたりで実施年数が違っていいのか、教えていただければと思います。

以上です。

○【佐藤委員長】 質問が3点でした。

パブリックコメントの内容について、それから二次計画の期間の6年間ということについて、そして、新事業の実施年数や内容の違いについて背景があればということです。

では、森永図書館長、お願いします。

○【森永図書館長】 まず、パブリックコメントについてですけれども、内容としましては、主なところで、第一次計画では、乳幼児サービス、YAサービスが躍進した。これからも関係機関と連携し、読書環境の充実に努めてほしいというようなことがありました。こちらは、既に二次計画に反映されているということから、特に修正は行っておりませんので、ご意見としてお受けするということがあります。

それから、具体的な内容につきまして、中央図書館、北分館だけでなく、各分室にも児童生徒が宿題や自習に取り組むことができ、同年齢の子ども同士が語り教え合うことのできる学習読書コーナーを設けてほしいということがありました。こちらについても、各施設について、スペースの検討が必要だということから、今回の二次計画に具体的には盛り込んでおりません。ただし、こちらの扱いとしましては、スペースの検討が必要ということで、受けております。

それから、ご意見として、中央図書館は専門性を生かし、資料の提供や助言等、具体的な活動支援の役割を担ってほしいということ。

ほかには、特に、ここを変えてくださいというようなことはなく、全体的に、この計画でよろしいというような内容で、この計画を着実に進めてほしいというようなご意見が多く見受けられました。

その中で、ご指摘があった点は、素案の段階では、各関連機関の「連携を強化」という言葉を使っていたのですが、「強化」という言葉が集権的に感じられるということから、「連携の緊密化」としてはどうだろうかというようなご指摘がありました。こちらについては、策定委員会で協議した結果、内部的に見れば、「強化」なのですが、ほかの組織の方を含めると「強化」というよりは、やはり、「緊密化」のほうがふさわしいのではないかとということで、この点は、この原案にする段階で、表現を、「連携の緊密化」という表現に変えさせていただいたというところがあります。

合計で、5件あったのですが、先ほども申しましたように、特に修正となるようなところはなかったと思います。全般的にこの計画を確実に進めるようにということで、各関係機関が責任を持って実行するようというご意見が多く見受けられました。

それから、計画期間についてですが、一次計画は、平成20年度から平成24年度までの5年間とな

っております。二次計画のほうでは、平成25年度から平成30年度までの6年間を設定しております。この期間につきましては、第一次計画の策定期間が、平成20年11月ということで、実質的には4年と5カ月ほどの計画期間になってしまったということで、年度で考えますと、5年間の年度は確保するということから、二次計画についても、現在の進捗状況でいきますと、10月以降の策定となりますので、平成25年度については途中から始まるということを考えますと、やはり5年間はしっかりと計画位置づけるということで、平成25年度の途中から始まるということを考えて、5年間着実にいう期間を設定しておりますので、1年長い期間となっております。

それから、推進事業のほうですけれども、23ページの小学生の17番、学校図書館と図書館の連携というところですが、こちらについては、方向性としましては向上です。内容は、新規事業があるということで、それは、本文にあります学校図書館マニュアルの改訂を指しております。この学校図書館マニュアルにおいては、一次計画の中で作成しております。このマニュアルも、今後の二次計画の中ではさらに年数が経過するということと、状況も変わってくるということで、小学校向けには平成30年度以降改訂をするという計画を上げております。次のページ、24ページの中学生以上の30番の事業、中学校と図書館の連携ということで、同じく学校図書館マニュアルの改訂とうたっていますけれども、中学校が平成30年度の実施ということで、状況というよりも作業的なところを考えますと、中学校を、先にマニュアルの改訂に着手して、その後に小学校の改訂ということで、1年ずらしている位置づけとなっております。

以上です。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。質問については、よろしいでしょうか。

○【城所委員】 はい。

○【佐藤委員長】 一つ、表記についてですけれども、21ページ以降見せていただいている、ゴシック部分が新規事業という注意書きがあります。新規事業は枠組みがしてあるのでわかるのですが、事業名や担当課、方向性などとほかにも太字があるので、もう少し整理したほうが、見る方に理解しやすいのではないかと感想を持ちました。

○【森永図書館長】 はい。全て表題も担当課も方向性もゴシックですので、新規事業のゴシックについては書体を変えたゴシックなどに変えていきたいと思っております。

○【佐藤委員長】 よろしくお願ひします。

ほかに何かございますか。

この後、総務文教委員会に報告をして、意見等を集約するということですので、何かご意見等があればお伺いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)



○議題(4) その他報告事項2) 市教委名義使用について(4件)

○【佐藤委員長】 では、ないようですので、その他報告事項2、市教委名義使用についてに移ります。

津田生涯学習課長、お願いします。

○【津田生涯学習課長】 では、お手元にあります平成25年度7月分後援等名義使用承認一覧をごらんください。

今回は、4件ございます。

最初は、アートウォーキング国立展実行委員会主催の「アートウォーキング国立展」です。多摩地域の文化の発展に寄与すること、くちたち文化・スポーツ振興財団が、今後予定している「くにたちアートビエンナーレ」を盛り上げることなどを目的に、9月21日から10月7日の期間で、くにたち郷土文化館等での屋内展示、シンポジウム、交流会、ワークショップの開催、滝乃川学園などでの屋外展示等を行います。参加費は無料となっております。

2番目は、くにたちかげん百話隊主催の「国立を電子書籍で紹介し、発表しよう プロジェクト」です。本事業は、目と耳で読む電子書籍が視力の弱くなった人等の一助となることを理解してもらうことを目的に、市内小学4年生から6年生を対象とし、大学生と地域の方とともに、タブレット端末を用い、電子絵日記を制作するものです。実施日は、7月27日、8月4日、8月5日、8月26日の計4回を、ワーキングスペース・プラムジャムにて行います。参加に当たりましては、事前申し込みが必要で、参加費は小学校4年生から6年生は500円、一般は1,000円となっております。

3番目は、第58回くにたち市民文化祭実行委員会主催の「第58回くにたち市民文化祭」です。国立市内で活動する各種文化団体及び総合美術展に出展する個人が、日ごろの活動成果の発表を通じ、相互に研鑽し、鑑賞する市民との交流を図る機会として、10月12日から12月8日の期間で、国立市公民館等を会場に開催します。昨年も同様に開催し、約1,000名の参加があった旨の報告を受けております。

4番目は、子どもの「学び」を考える会主催の『講演会「日本の『食』は安すぎる」』です。次世代の子どもたちに安全な「食」、日本の「食」を伝えていくために、消費者としてどのような視点を持ち、どのように行動していくかということについて学び、見識を深めることを目的に、10月6日の午後1時半より、さくらホールにて講演会を行います。申し込みは不要、参加費は無料となっております。

以上、4件につきまして教育委員会で審議をし、妥当と判断いたしましたので、こちらの名義使用については、承認をいたしました。

以上です。

○【佐藤委員長】 報告をいただきました。

ご質問、ご意見などございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)



○議題(5) その他報告事項3) 要望書について(3件)

○【佐藤委員長】 では、ないようですので、その他報告事項3、要望書についてに移ります。

宮崎教育総務課長、お願いします。

○【宮崎教育総務課長】 要望は3件です。〇〇〇〇の〇〇様より、「警察と学校との相互連絡制度の協定書についての要望」を、〇〇〇〇〇〇〇の〇〇様より、「『警察と学校との相互連絡制度』に関する要望書」を、子どもの権利条約を読む会より、「『警察と学校との相互連絡制度』について」の要望をいただいております。

以上です。

○【佐藤委員長】 報告をいただきました。ご質問、ご意見などございますか。

警察と学校との相互連絡制度の協定を進めるにあたっては、これまでも、それぞれの委員が要望書

等のさまざまなご意見を受けとめつつ、率直な感想、意見をお話してまいりました。何かあれば、お伺いしたいと思います。

一点、細くなるのですけれども、最後、3枚目の要望書の3の初めの2行に、「十数年前には当たり前だった、学級で起こった問題は職員会議で話し合い、情報共有して学校全体で問題解決に取り組む、という姿は学校では見られなくなりました」とあります。受けとめ方は、さまざまで、いろいろなお意見もおありだと思いますけれども、こちらについては、私は、一生懸命学校に通い、かかわる中で、異なる認識を持っています。学校の先生方、また、とても熱心な地域の方、それから保護者が一緒になって問題解決に取り組んでいると伺っていますし、また実際に目にしていますので、一言だけ申し添えたいと思います。

何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

嵐山委員。

○【嵐山委員】 警察と学校との相互連絡制度に関する要望書は、今までも出されていて、私も、皆さんが心配なさるのは、わかる気があります。しかし、2枚目の要望書の、「責任者を明確にしてください」というところがありますが、ここで心配されていることは、協定を結んで問題が起こったとき、最終的な責任者は誰かということを確認にしてください。「最終的な責任者を次の誰と考えているのか明らかにしてください。市長・審議会議長・教育長・教育委員長・学校指導課長」と出ているので、教育長の意見を、もう一度聞きたいと思うのですが。

このことは、学校側から個人情報を警察に出すっていうことを危惧されているのだと感じます。今回、要望書を出された三者に共通していることは、警察が知らない情報を、学校が勝手に警察に提供するという不安です。だけれど、そういうことはない、あり得ないのです。そこがとても不安になってる一つの原因だと思います。

個人情報は、学校がつかんでいる以上に、警察がつかんでいるのです。そのことは、問題なのだけれども、我々の個人情報は、警察がつかんでいて、学校が気がつかないところで、例えば、盛り場で補導になったり、暴力事件を起こしたりしたとき、警察はつかんでいるけれども、そのことは学校に知らせていなかった。今まで、警察が学校に知らせないっていうことは、いいことだったと思います。

つまり、補導したからといって、何でも学校に知らせるといことは、人権上問題もあると思いますし、別の言い方をすると、黙っていればすむことだとも言えます。

しかし、今は、いじめでの自殺事件や暴行事件など、学校で対処することができなくなったときが問題なのです。例えば、一例を挙げると、大津のいじめ事件のようなケースです。

要望書を出された方は、協定を結んで問題が起こったとき、最終的な責任者は誰かっていうことをおっしゃってるけれども、既に重要な事件が起きているのです。事件が起きる前に、警察と学校、あるいは教育委員会が動くということはないと思います。なぜ動いたかっていいますと、例えば、大津のいじめ事件のように、既に重要な事件が起こっていたからなのです。

そこで、学校や教育委員会は何をやってるんだというときになって、学校側のほうが事情を知らないのです。こうなると警察から情報をもらわないと解決できないのです。ですから、既に問題が起きていて、さまざまな問題が起きて、その解決を図っているのです。ですので、そのことに対して、協定を結んで、問題が起こるといことは、あり得ない。そのようなことは、二次的な問題ではないのですか。既に問題が起こっていて、その問題を皆さん解決しようとしているのです。そのときに問題が起こったら、責任は誰にあるのかということ、質問の設定自体がおかしいと思います。

警察と学校との相互連絡制度全体を心配されているという不安は、同調します。ですけれども、2枚目の要望書のような問題設定の出し方は、いかがなものかという気がいたします。問題の本質をふりかえている。ほかの方の意見は、どうですか。

○【佐藤委員長】 是松教育長。

○【是松教育長】 では、補足的に申します。

今、嵐山委員の言われたとおりで、このことは、再三申し上げているのですけれども、この協定に伴う連絡の対象事案は、協定ではっきりうたわれております。基本的には、警察から学校へ情報をいただくということが、主な協定内容であると、私どもは考えておりますが、その内容については、逮捕事案、ぐ犯事案、つまり、実際に児童生徒が事件を起こした内容については、当然ですが、学校にも連絡をいただきたいという内容です。

それから、子どもが非行に手を染めそうだ、もう寸前である、あるいは、逆に子どもが犯罪被害に巻き込まれそうだ、しかも、緊急的に被害があるかもしれないというような場合には、当然ながら警察側からその情報をいただくということが、警察から学校への連絡事案です。

反対に、皆さんが心配しておられます学校から警察へ連絡する事案というものは、限られております。児童生徒の非行問題、行動、これらの未然防止に、特に校長が必要と認めた場合。それから、学校内外において、子どもの安全確保、あるいは犯罪被害に遭うという可能性が非常に高い場合に、特に必要と認めた事案についてのみ、学校から警察へ連絡をするということになっておりまして、ガイドラインの中では、さらにこういった事案については、学校だけではなくて、地域や保護者、それから関係機関とも十分な対応を図って、それでもその対応において警察の力を借りる必要があると判断したときに限られております。つまり、極限的なところで、学校は警察へ連絡するということになっております。このことは、再三申し上げてるところでございます。

それから、最終的な責任者は誰かということですが、基本的に、警察との協定の協定者は、教育長、私になりますので、最終責任は、この協定に関しては、例えば、子どもたちの情報の保護の問題であるなど、あるいは、不利益な取り扱いについての何らかの問題が起きた場合については、私が最終責任を負うということになります。

以上です。

○【佐藤委員長】 対象事案等について、改めて、確認のお話を、是松教育長からいただきました。

嵐山委員がおっしゃったことについて、協定を結んで問題が起こったときということですが、一番考えなければならないことは、その子どもの今であり、これからであると思います。嵐山委員と同じ感想を持っています。

一つ、お伺いしたいのですが、1枚目の要望書で、「説明会」ということが書いてあります。締結をしたらという話になるのですけれども、説明というのでしょうか、協定を結びましたということについては、どのような周知方法を考えているのかということをお伺いしたいと思います。

三浦指導担当課長、お願いします。

○【三浦指導担当課長】 まず、協定に伴うガイドラインの中に、制度の運用に関して、「校長は、児童・生徒及び保護者に対して本制度の趣旨を説明し、十分な理解と協力のもとで本制度を運用しなければならない」と規定してございますので、教育委員会といたしましては、学校に対して十分な情報並びに資料提供をして、学校が保護者に対して、保護者会や学校だより等を通じて、十分な説明ができるような準備をしてまいりたいと思っております。

また、協定を締結したこと自体につきましては、「くにたちの教育」を使つての周知を考えております。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

ほかにご感想、ご質問等ございますか。

城所委員。

○【城所委員】 私も幾つか感想ですが、「責任」という言葉がさまざま出ているのですけれども、「責任」という言葉をどのように捉えるかは、捉える方のそれぞれという感じで、どういうことをしたら責任がとれるのか、とれないのかということは、個人に委ねられてるところもあるのではないかと思います。

2枚目の要望書の中で、私が少し気になったことは、「市の職員」、「都の職員」という表現のところ少し引っかかっている、市の職員だから市のことを考えているのか、そうでない者は市で働いてても違うのかというところが、私としては、少し印象として残りました。

今、国立市の中でお仕事をされている方は、いらっしゃる期間、本当に国立市のことを考えて、お仕事をいただいていると思っています。本当に責任を持って仕事をされていると、私は思いますので、そのことをお伝えしたいと思いました。

先ほど、佐藤委員長がおっしゃいましたことと重なりますが、今、学校に伺わせていただくと、どんなに小さな問題でも、教員の皆さんで共有して、何とか解決をしようっていう姿を見せていただいています。学校にかかわっている方の中には、なかなか満足がいかない対応であるにご不満な方もいらっしゃるかもしれませんが、一生懸命やろうという思いはあると思います。ぜひ、信頼をさせていただいて、皆さんで、子どもたちが豊かに育つようにという方向で考えていただきたいと思います。誰が何だから、こちらから見るとどうのこうのではなく、さまざまなものを取り扱ったときに、何が見えてきて、何が大切なのかという視点で取り組めればと思っています。

以上です。

○【佐藤委員長】 山口委員。

○【山口委員】 とても大まかな感想なのですけれども、何度も何度もこのような要望書が、警察と学校との相互連絡制度に関しては出されているということが、現状をあらわしているといえますか、社会全体というのでしょうか、国立市の中で、やはりどうしても心配をされる方たちがいらっしゃるのですが、嵐山委員も最初に言われたように、お気持ちはよくわかるのですけれども、心配される方がいらっしゃるということを、私たちは受けとめなければいけないと、逆のところでは思っています。

教育委員会は、しっかりとした制度をつくってやっていると、もちろん思っていますし、今、城所委員が言われたように、学校へ行くと、先生方はとても一生懸命やっていて、本当に疲れてしまうのではないかと思います。夏休みもなかなかとれない状況ですけれども、頑張つてやっつてるところを、ぜひ私たちは、バックアップしていかなければいけないと思います。

ただし、このような危惧を、常に抱いている方はいらっしゃるということに関して、とても強く出されているので、私たちは一方で、常に持つていなければいけないというようなことを、感想として持ちました。

以上です。

○【佐藤委員長】 さまざまなご感想をいただきました。

学校では、たくさん子どもたちが生活をしています。当然、問題や課題もたくさんあります。そ

うしたさまざまな課題、問題に対して、学校は一体となって、関係機関と連携しながら、真摯に一つ一つ対応していただきたいと思います。

また、協定については、今月もさまざまなお声をいただいています。そういった指摘について、山口委員がおっしゃったように、危惧のお声があるということを受けとめつつ、制度の運用の段階になりましたら、慎重に慎重を期していくということを、改めて確認をしたいと思います。

ほかにはよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 ないようですので、秘密会以外の審議案件は全て終了しました。

ここで、次回の教育委員会の日程を決めておきます。どのようにになりますか。

林教育次長。

○【林教育次長】 次回、9月の教育委員会でございますが、9月24日火曜日、午後2時から、会場は教育委員室としたいと思います。

○【佐藤委員長】 それでは、次回の教育委員会は、9月24日火曜日、午後2時から、会場は教育委員室といたします。

傍聴の皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後3時46分閉会